

長柄町地球温暖化対策実行計画

平成 23 年度策定

令和 3 年度改訂

目 次

第1章 基本的事項

1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・ 3
3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・ 4
2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 推進・点検体制

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。長柄町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画年度・目標年度

基準年度を令和元年度とし、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とし、目標年度については令和7年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、長柄町が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組を実践するように要請する。

対象施設一覧

所管課	対象施設名
総務課	役場庁舎
	公用車
健康福祉課	ながらこども園
	福祉センター
	保健センター
学校教育課	長柄中学校 長柄・日吉小学校
	給食センター
生涯学習課	公民館

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた6種類のガスの内、二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

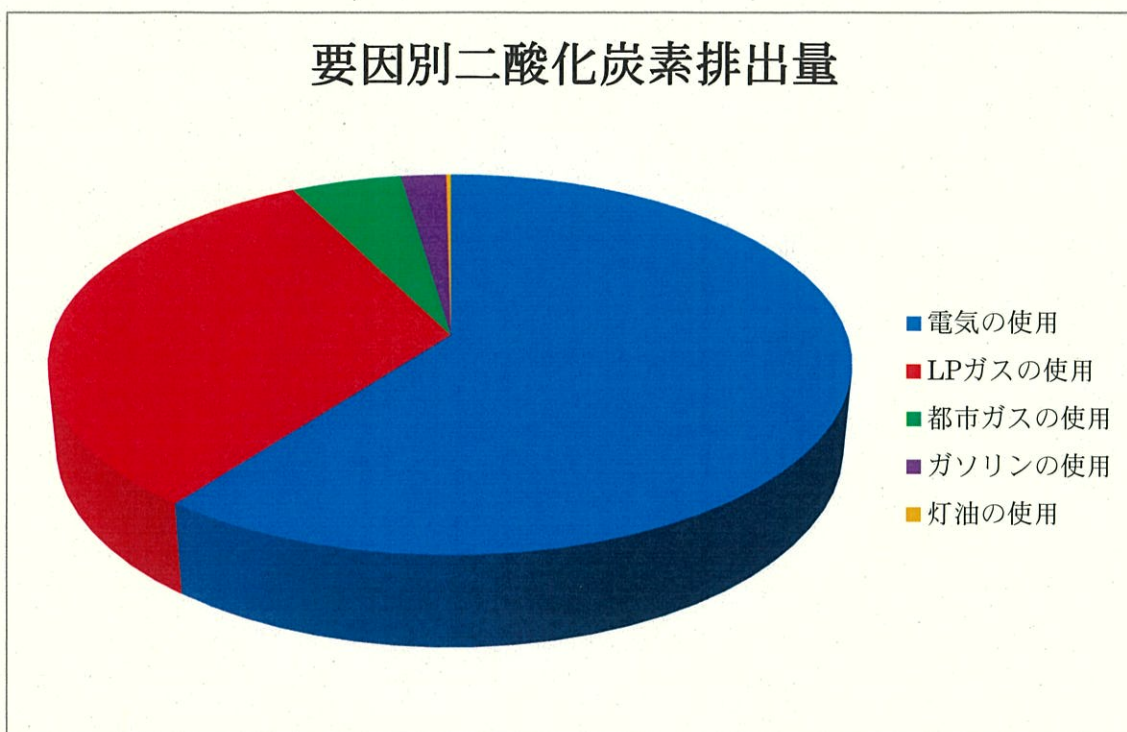
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

長柄町の事務事業における基準年度の二酸化炭素排出量はkg-CO₂である。

2. 要因別の排出状況

基準年度である令和元年度の二酸化炭素の排出量を排出要因別に見ると電力の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の60%を占め、次いでLPガスの使用が32%、都市ガスの使用が5%、ガソリンの使用が2%、灯油の使用が1%を占めている。

要因別二酸化炭素排出量



3. 削減目標

令和元年度を基準として、計画期間の最終年度である令和7年度の二酸化炭素排出量を6.0%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 令和元年度	削減目標	目標年度排出量 令和7年度
二酸化炭素 (CO ₂)	757,658 kg-CO ₂	△6.0%	712,199 kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする際は環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入するよう努める。

- ・高効率照明への買い換えを順次行うよう努める。
- ・公用車の買い換え時は、小型車や低燃費車、ハイブリットカー、EV車を導入するよう努める。
- ・公共施設の緑化を推進するよう努める。

2. 物品購入等

- ・電気製品等の新規購入、レンタルをする際は省エネルギータイプで環境負荷の少ない物の購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替え、又はリサイクル可能な物を購入するよう努める。

3. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的、計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間を削減する。
- ・昼休みの消灯や時間外の不要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA 機器等の電源をこまめに切るよう努める。
- ・施設の冷暖房は利用状況に応じた管理を行う。

②燃料使用量の削減

- ・公用車の急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に管理・整備し、排気ガス削減に努める。
- ・公用車から離れる際は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングを控える。

③ゴミの減量・リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底を図る。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減を図る。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水に心がける。
- ・トイレ用水の水量の適正な調整を図る。

⑥環境保全に関する意識向上

- ・職員のクールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・職員が参加できる環境保全活動について必要な情報提供を行う。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」

は計画の推進及び進捗状況を把握し、「事務局」と共に計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を総務課財政管財班に置き、計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

「事務局」は「推進担当者」を通し、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回、町広報誌やホームページにて公表する。